

## 飯島町地域公共交通協議会幹事会規程

## (趣旨)

第1条 この規程は、飯島町地域公共交通協議会運営要綱（以下、「要綱」という。）第8条の規定に基づき設置する飯島町地域公共交通協議会幹事会（以下、「幹事会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (所掌事務)

第2条 幹事会は、飯島町地域公共交通協議会（以下、「協議会」という。）に提案する事項について協議又は調整するものとする。

2 幹事会は、前項のほか、飯島町地域公共交通計画の策定及び運用に係る調査等必要な事項について協議又は調整するものとする。

## (組織)

第3条 幹事会は、別表に掲げる次の者（以下、「幹事」という。）をもって構成する。

- (1) 飯島町長又はその指名する者
- (2) 公共交通事業者又はその指名する者
- (3) 長野県上伊那地域振興局企画振興課長又はその指名する者
- (4) 関係行政機関の職員

## (会議)

第4条 幹事会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、幹事の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議決方法は、出席した幹事による全会一致を原則とする。ただし、意見が分かれる等、会長がやむを得ないと認めるときは、会長及び出席幹事の3分の2以上の多数をもって決するものとする。

4 幹事会の会議の公開については、飯島町地域公共交通協議会会議運営規定を準用するものとする。

5 会長は、会議の内容が軽微な場合、又は緊急その他やむを得ない事情により会議を開催することが困難な場合は、書面審議により議事を決することができる。この場合において、第2項及び第3項の規定を準用する。

6 幹事会は、必要があると認めるときは、幹事以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、意見等を求めることができる。

## (協議結果の報告)

第5条 会長は、幹事会の協議結果について、協議会に報告するものとする。

## (報償及び費用弁償)

第6条 幹事の報償及び費用弁償については、飯島町地域公共交通協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規定を準用するものとする。

## (庶務)

第7条 幹事会の会議の庶務は、協議会事務局が行う。

## (補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

第3条の区分		職名	備考
(1)	飯島町長又はその指名する者	飯島町副町長	会長
		飯島町議会議長	
(2)	公共交通事業者又はその指名する者	セブン自動車有限会社 代表取締役	
(3)	長野県上伊那地域振興局企画振興課長又はその指名する者	長野県上伊那地域振興局企画振興課長	
(4)	関係行政機関の職員	飯島町企画政策課長	
		飯島町健康福祉課長	
		飯島町教育次長	